

2026 (R8) 年2月11日 (水)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

HIYORIYAMA No.36

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

記念碑探訪①

高杉東行終焉の地



遅くなりましたが、今年もよろしくお願いいたします。

おかげさまで仕事も一段と忙しくなりましたので、今年からこのレター発行を年2回とし、また前半を「記念碑探訪」として下関市内にある石碑などをめぐってご紹介させていただきます。

さて初回、「高杉東行終焉の地」の記念碑は新地町の妙蓮寺さんの近くにあります。高杉晋作が亡くなった地は意外と知られていないのではないのでしょうか。

1866 (慶応 2) 年、小倉口での幕府側との戦いの後、肺結核を悪化させた晋作は桜山神社近くの林算九郎邸の離れで療養しましたが、翌年に惜しくも満 27 歳で亡くなりました。(因みに坂本龍馬は同年、あの近江屋事件で暗殺されました。こちらは満 31 歳です)

晋作の「おもしろきこともなき世をおもしろく」に「すみなすものは心なりけり」と野村望東尼が続けたとされる辞世はあまりにも有名ですね。その望東尼も同じく 1867 年に三田尻にて、満 61 歳

で亡くなったということです。

石碑の前に立つと、「東行」という雅号の由来は？、晋作は竜馬と直接会ったことがあるのか？、望東尼とはどんな人なのか？・・・等々興味は尽きません。

－ 夫婦問題の解決事例 － 婚姻費用について調停が成立

別居に伴って依頼者が相手方に対し「婚姻費用」の支払い等を求めた事例で、当事者双方の収入等を踏まえ、法律等に基づき算定された婚姻費用について調停

が成立しました。今回は「婚姻費用」についてご説明します。

- 民法 760 条は、「夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。」として、法律上の「婚姻費用分担義務」を定めています。(婚姻費用とは、ごく簡単にいうと夫婦と子どもの生活費のことだと思ってください。)
- ここでいう婚姻費用分担義務は「生活保持義務」と解釈され、相手が自分と同じレベルの生活を維持できるようにする義務とされます。別居期間中であっても、原則として、夫婦はこの生活保持義務を負担するものとされます。
- 具体的な金額については、裁判所のホームページに掲載されている婚姻費用算定表等により確認することが可能ですが、個々の夫婦をとりまく事情は様々です。

例えば、子どもの進学、家族の介護、急な医療負担等々、それらの事情をどのように考慮するか大きな問題です。

- 本件でも個別事情を踏まえて婚姻費用の金額が検討されています。婚姻費用や、離婚後の養育費・財産分与等についてお悩みがある場合は、弁護士の法律相談にお越しく下さい。

(※ 依頼者の方から書面による承諾を得て解決事例を掲載しています。)

